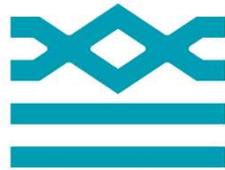


令和5年度

事業計画



学校法人 至学館

はじめに	・・・・・・・・・・	1
I 法人としての重点課題		
1. 経営ガバナンスの確立	・・・・・・・・・・	2
2. 財政基盤の確立	・・・・・・・・・・	2
3. キャンパスリノベーション計画	・・・・・・・・・・	3
4. 教職員の職業生活充実に向けた施策	・・・・・・・・・・	4
5. 改正私学法施行による寄附行為の変更	・・・・・・・・・・	4
6. ステークホルダー等に対する説明責任と情報の公開・発信	・・・・・・・・・・	4
7. 教職員の安全管理・健康管理	・・・・・・・・・・	5
8. PCR検査の取組	・・・・・・・・・・	5
9. 高齢者の活躍促進	・・・・・・・・・・	5
10. 事務職員の資質向上促進	・・・・・・・・・・	5
II 至学館大学及び至学館大学短期大学の事業計画		
1. 改組について	・・・・・・・・・・	6
2. 教学運営の重点課題	・・・・・・・・・・	7
3. 研究の促進	・・・・・・・・・・	10
4. 学生支援の強化と充実	・・・・・・・・・・	12
5. 学生募集力の強化・充実と広報活動	・・・・・・・・・・	13
6. 学生の進路支援対策	・・・・・・・・・・	14
7. 施設・設備の整備	・・・・・・・・・・	16
8. 産官学連携の推進	・・・・・・・・・・	16
9. 国際化の推進	・・・・・・・・・・	17
III 至学館高等学校の事業計画		
1. 教育目標	・・・・・・・・・・	18
2. 令和5年度の重点目標	・・・・・・・・・・	19
IV 至学館大学附属幼稚園の事業計画		
1. 教育目標	・・・・・・・・・・	23
2. 教育方針・ねらい及び教育活動	・・・・・・・・・・	23
3. 教育活動上の留意点	・・・・・・・・・・	24
4. 令和5年度の幼稚園の主な事業計画	・・・・・・・・・・	24

はじめに

令和4年度は、引き続きコロナ禍に加え、ロシアのウクライナ侵攻の影響から極端な円安・エネルギー不足となる一方、子どもの出生数が80万人を下回ると言われ、少子高齢化がますます進んでおり、教育機関にとっても予測困難な時代を迎えているが、令和5年度は、コロナリハビリテーションイヤーと位置づけ、学園内のコミュニケーションを活性化していく。

本学園の募集状況については、現在のところ大学、高等学校、幼稚園のいずれにおいても順調であるが、前述のとおり厳しい環境下にあつて、本年度も各設置校において独自の改革を行っていく必要がある。

法人部門では、各設置校における老朽化した校舎の建替え計画(資金確保計画含む)を見直し、スクラップ&ビルドするのではなく、長寿命化の方策を検討し、改修計画を立案していきたいと考えている。また、改正私学法の内容が4月頃に明確化するため、それを受けて寄附行為の変更内容を検討し、令和6年1月頃の変更申請に向けて計画的に進めていく。

大学部門では、令和4年度に健康科学部体育科学科を開設し、初年度の入学者数は入学定員を上回り、順調なスタートを切ることができた。現代教養科目「人間力総合演習」については、令和元年度から現行の運用で教育活動を展開してきたが、令和5年度は、この4年間の取り組みの成果と課題を踏まえ、より学生の「人間力」の向上に資する教育プログラムを展開していく。

高等学校部門では、ICT教育を充実すべく2クラスに1台以上の割合で電子黒板を設置し、その他のICT教育機器も活用して授業研究、探究学習等の授業を積極的に展開しており、ペーパーレス化にも貢献している。今後は探究学習の評価の在り方を含め、その運用について、研修会の開催などを視野に入れながら更に深化させたい。また、令和3年度入学生より年次進行で生徒にiPadを1台ずつ持たせることに取り組み、令和5年度から全学年所有となる。授業で活用するだけでなく、家庭学習を充実させるための教材として取り組ませているe-learning教材「スタディーサプリ」の活用にも更に力を入れていく。

幼稚園部門では、幼児期の直接体験の遊びの重要性を踏まえた上で、視聴覚教材やコンピュータなどの情報機器を体験の補完として活用していく。具体的には、ICT機器を活用した保育として、園児の感性を豊かにするために視覚・聴覚を用いた電子黒板を利用したいと考えている。これまで行ってきた年長クラスのプロジェクト活動(竹林・竹馬・合宿・運動会・あきまつり・お店屋さんごっこ等々)において、効果的に利用し、年長児がより深く物事への興味・関心を触発し、探求し得た知識をクラスの仲間と共有できるようにさせ、幼小連携に繋がるような活動に取り組んでいく。

I. 法人としての重点課題

1. 経営ガバナンスの確立

少子高齢化、高度情報化、グローバル化などが進む中で、法人運営をめぐる厳しい社会・経済の情勢に的確に対応しつつ、安定した学校運営を行っていくためには、学校法人の運営に関する各理事の権限と責任に基づき、積極的に対処できるよう管理・運営機能の一層の充実に努め、理事会及び評議員会と教学運営組織が有機的に機能できるように対応し、かつ迅速で的確な意思決定システムの構築に努力する。

【重点課題】（前年度の継続）

- ① 私学法改正が令和6年4月に予定されており、執行と監視・監督の役割の明確化・分離の考えを基に、理事・理事会、監事及び評議員会のそれぞれの権限を明確に整理・分配するよう体制を築いていく。
- ② 学校法人の財産状況や理事の業務執行状況など、監事の監査機能の整備・充実に努める。
- ③ 定例の理事会とは別に開催している常勤理事会において、各種情報の共有化を図りながら問題点の改善、戦略的事業方針の立案、各設置校の将来構想計画の立案などを行い、学園を取り巻く環境に迅速に対処していく。
- ④ 各設置校の経理、会計事務、国庫補助金、地方公共団体補助金等の公的資金に関する管理・執行状況について、監事と連携した学内監査体制を強化するとともに監査計画を立案し実施する。
- ⑤ 特に大学運営においては、定期的で開催される運営協議会（構成員：副理事長、教学担当理事、副学長、各学部長、研究科長、経営管理局管理職者）並びにUD委員会を柱として、諸問題への対応や情報の共有化、迅速な意思決定を図り、教学組織と事務組織の連携した協働体制を維持し、理事長・学長を補佐する。

2. 財政基盤の確立

学園の財政は平成25年度より改善されてきていたが、令和2年度以降は新型コロナウイルスに対する感染症対策、コロナ禍における授業のオンライン化等の対応、令和3年度は大学のS.S.C第2、第3アリーナの空調設置工事、令和4年度は大学のLAN環境更新工事、高校寮棟の教室への改修工事等による支出増もあり、令和4年度補正予算では基本金組入前当年度収支差額はマイナスとなり、令和2年度以降3期連続マイナスとなる見込みである。

また、各設置校では経費節減の努力がここ数年間に亘って行なわれているが、この取組みによって得られる財政改善は、今後の学園に求められている資金需要の規模に及ばないことも事実である。

より魅力ある学園であり続けるために、常に改革が必要であることはいまでもなく、さらに日常の業務についても常に経費を抑えることを意識して取り組むことが必要である。

今年度は、財政基盤の確立のため以下の取組みを行う。

① 収入について

令和3年度の大学の学納金改定により、今年度の学納金収入は定員ベースで1,170万円（3万円×390名）の増収が見込まれる。

② 支出について

教育・研究の目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤を確立し、中長期的な財政計画や将来計画との関連性、適切性を保ち、その体制を維持・継続するための資金確保の方策を検討する。

今年度においては、大学のグラウンド整備工事、情報処理演習室のPC&プリンタ環境整備、スクールバスの買替、高校においては、職員室等の空調更新工事、非常放送設備の更新工事等による支出が見込まれており、当年度収支差額の黒字化は難しい状況であるが、経費削減に取り組み、少しでも当年度収支差額が改善されるよう努力する。

【重点課題】（前年度の継続と新規事業）

- ① 中期計画に基づいたキャンパスリノベーション計画の骨子の作成
- ② 光熱水費の高騰等を踏まえた上で各設置校の学納金をはじめとする各種徴収費用の見直しと改定、またその時期について検討を行う。
- ② 収入の拡大を目指して、志願者の安定確保に取り組むため、広報活動の合理的・効果的な展開を図る。
- ④ 経常費補助金（一般補助、特別補助）や科学研究費補助金をはじめとして、各種受託事業など外部資金の増額・獲得を積極的に推進していく。
- ⑤ 基金・寄付金事業の企画・検討を行い、募集を推進していく。
- ⑥ 節電や相見積、価格交渉等による経費削減に取り組むと同時に省エネ設備の導入、各種修繕や機器備品の入替時期の検討、外注業務の適正化、受益者負担の徹底などに取り組む。
- ⑦ 各教育事業等の推進にあつては、計画立案の時点から費用対効果を絶対要件として検証し、実施の可否を慎重に判断する。
- ⑧ 人件費支出については、適正な人員配置を基本方針として中・長期的な採用計画を策定する。
- ⑨ 資産運用及び資金の分散化を図るために、リスクとリターンを考慮したポートフォリオを構築し、運用を行う。
- ⑩ 現在の資金確保計画を見直し、キャンパスリノベーション計画に基づいた資金確保計画を策定する。各設置校の計画時期及び必要経費の試算に基づいた中長期的な施設・設備の取得や改修資金の特定預金化の計画を策定する。

3. キャンパスリノベーション計画

近年、循環型・低炭素社会の実現に向けて、「スクラップ&ビルド」というフロー型社会から、省資源なストック型社会への移行が求められており、建築物の長寿命化に対して高い関心が寄せられている。

建物の寿命については、日本が約 25～30 年、イギリスが約 75～100 年との調査結果があるように、寿命に大きな開きがあるが、これは耐用年数という言葉が一つの要因と考えられる。

建物の耐用年数は、法令では鉄筋コンクリート造(RC)が 47 年、鉄筋鉄骨コンクリート造(SRC)が 60 年と定められているが、この年数は減価償却費を計算するために設定した年数で、建物が何年もつかは別問題である。そのため、メンテナンスをきちんと行えば 100 年以上は使用可能という見解もある。

本学においても、こういった観点から各設置校における老朽化した校舎をスクラップ&ビルドするのではなく、長寿命化の方策を検討し、改修計画を立案していきたいと考えている。

大府キャンパスについては、令和 7 年度の本学園創立 120 周年に向け、主に 1000 号館の改修計画を進めていく予定である。

【重点課題】（前年度の継続）

大府キャンパスリノベーションについては、社会情勢が不安定な現状にあつて、改修が不可欠な部分を中心とした工事内容を検討し、可能な限り支出を抑える。

○1000 号館をどのようにリノベーションするかを具体的に設計業者と擦り合わせ、基本設計を完成させる

⇒老朽化した配管、電気設備、トイレを中心とし、教室等のリノベーションを工夫する。

○1000 号館リノベーションに付随して周辺をどのように改修するかを検討する

⇒正門からのアプローチ、グリーンハウス跡地の活用などを検討する。

4. 教職員の職業生活充実に向けた施策

働き方改革関連法の成立による、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置の基準」に基づき、勤怠システムを導入し、実効性のある労働時間の把握を実践中である。高校・幼稚園については、1年単位の変形労働制を導入し、より効率的な労働時間を追求している。年次有給休暇の5日以上の取得が義務化されたことを受け、就業規則等の規程改正を行い、体制構築（個別指定方式を導入）及び確実な運用を実施している。

一方、大学教員については、教育及び研究の充実を図るため、裁量労働制を選択すべく労働組合及び職場委員会等と導入の必要性を確認しながら、令和5年度以降の運用を予定している。

また昨年度、育児・介護休業法の改正に伴い規程改訂した、育児休業（パパ育休）取得の促進、職員の事務作業を見直すことによる、労働時間の削減を実践する。教員については、共同実験室の使用ルール等を確立するなど、実験環境等の改善を図る。

【重点課題】（前年度の継続と新規事業）

- ① 各設置校の労働時間の管理体制について、引続き平準化を図ると共に、業務の見直しを継続的に実施し、より効率的かつ充実した労働時間の確保に努める。
- ② 休暇取得を促進・実現するためにも、教職員個々の多能工化（マルチスキル化）が急務である。
- ③ 光熱費高騰に伴う経費節減を模索しつつ、必要に応じた環境整備の充実を図る。

5. 改正私学法施行による寄附行為の変更

「学校教育法等の一部を改正する法律」が令和2年4月1日より施行されたことに伴い、役員職務及び責任の明確化、情報公開の充実、中期的な計画の作成が義務付けられた。これを受け、一層のガバナンス強化を目的とし、令和3年11月に「至学館大学ガバナンス・コード」を制定し、全教職員へ周知し、本学のホームページへアップするに至っている。

昨年度には、ガバナンス強化の一環として、法律に基づき、「公益通報制度」を導入し、不正行為の早期発見と是正を図り、もって法人のコンプライアンスの実現に資するとともに、公益通報者の保護を目的とし、事務局内に通報受付窓口を設置したが、令和6年4月に再度法改正が予定されており、寄附行為の変更が必要となるため、内容を十分精査して対応していく。

【重点課題】（新規）

改正私学法の内容が4月頃に明確化されるため、それを受けて寄附行為の変更内容を検討していく。令和6年1月頃には文部科学省への変更申請が必要となるため、スケジュールを立てて計画的に進めていく。

6. ステークホルダー等に対する説明責任と情報の公開・発信

開かれた学校運営や社会的な責任の履行が求められている現状に鑑み、各設置校の理念・目的、教育目標とそれに伴う教育・研究活動等について情報公開を積極的に進め、社会から一層の理解と支持を得ることは極めて重要である。また、財務状況等についても広く情報を提供することが社会的責務である。こうしたことから、以下の事項を重点課題とする。

【重点課題】（前年度の継続）

- ① 外部への情報開示
自己点検・評価並びにそれに基づく大学認証評価結果等を、ホームページなどを利用し公開していく。
なお、財政状況等についても従前どおり、ホームページを通じ広く公開を行うと共に、公開内容、時期等に関する事項について、ブラッシュアップが必要と認識している。
- ② 教育・研究等の成果の情報発信
各設置校の特色ある教育・研究の成果や学生・生徒等の課外活動等の成果をホームページや広報誌等の活用により、広く社会に情報発信を行う。

7. 教職員の安全管理・健康管理

「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 82 号）により「ストレスチェック」の実施が義務化されている。本学においても、毎年実施しており、教職員のケアを早期対応が出来るように努めている。こうした状況下、職場内で情緒不安定等となるケースが散在している事から、症状を訴える職員への適正な対応方法や、罹患後の快復による復職の際の支援プログラムの企画と運営を備える事等が継続的な課題と認識しており、休職規程と一部就業規則の改正等を行い、休職・復職者へ適切な対応の実効性を高める体制を構築している。

また、各種ハラスメントの対応として、被害者がより相談し易い環境整備の一環として、外部相談窓口との連携を図っている。今後も出来る限りの措置を講じ、常にブラッシュアップを心掛け、働き甲斐のある職場づくりに努めていく。昨年度は、労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が、全企業で義務化された事から、全教職員向けに外部講師を招き、ハラスメント研修を実施している。今後も定期的に開催していく方針である。

この他、大学では「至学館大学診療所（学内診療所）」を置き、主にスポーツ系の学生を対象とした怪我等の診察治療を可能とし、学生・教員が安心してスポーツ活動に取り組める環境を整えている。今後も同診療所の効果的な運用方法を模索し、有効に活用していく方針である。

【重点課題】（前年度の継続）

情緒不安定などの症状を訴える教職員に対する適切な対応を図っていく事が重要である。一方で、こうした予防の一環として、相談窓口の充実や、適材適所の人事配置を定期的実施する等、風通しのよい職場環境の充実を常に念頭に置き、改善努力をしていく。

8. PCR 検査の取組（前年度の継続）

本学園では、令和 2 年 10 月より新型コロナウイルス感染症対策の一環として、全学生・教職員等を対象に PCR 検査を開始している。令和 5 年度においては、政府の新型コロナウイルス感染症に対する対応方針等を鑑み、学生をはじめ、学園関係者等がより安心して学業・職務に邁進出来る取組を継続する。

9. 高年齢者の活躍促進

改正高年齢者雇用安定法が、令和 3 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、70 歳までの就業機会を確保するための措置が努力義務となる。働く意欲のある高年齢者の能力を発揮できるよう環境整備に努めていく。

【重点課題】（前年度の継続）

現行制度においては 65 歳までの雇用確保が義務化されているが、この改正内容を踏まえて、雇用形態、条件等の検討を実施し、効果的な取組が必要となる。同一労働同一賃金の原則も踏まえて、定年年齢の引上げや継続雇用制度について、慎重に制度導入を検討しなければならない事を認識している。

10. 事務職員の資質向上促進

大学における事務職員の役割が重要となる中で、教職協働を推進していくためにも様々な能力を身に付ける必要がある。これまで実施してきた外部研修、内部研修をはじめ、通信教育や外部資格試験、国際化に向けた TOEIC などへ積極的にチャレンジすることで能力の向上を図る。また、事業所として必要となる衛生管理責任者、危険物取扱者などの資格取得を支援していく。

【重点課題】（前年度の継続）

- ① 外部研修への職員派遣や職階ごとの階層別研修の実施により、企画・政策力、チャレンジ力、コミュニケーション力等の強化。
- ② 業務に関連する公的資格等の取得、専門分野を探究するための通信教育受講、TOEIC ランクアップなど、更なる自己啓発を積極的に推進していく。

Ⅱ. 至学館大学及び至学館大学短期大学の事業計画

グローバル化や情報社会の進展、少子化や超高齢化の問題等、新型コロナウイルス感染症の流行やロシアによるウクライナ侵攻による経済状況の悪化等、社会の急速な変化によって、個人にも、社会にも将来の予測が困難な時代となっており、地域社会や産業界では次代を切り拓く人財養成への期待が高まっている。こうした社会情勢の中、大学進学率が一定の停滞状態となり、18歳人口の減少による大学進学者数の減少が問題視され、そして世界各国からの情報が絶え間なく流入する時代に教育・知の拠点である大学は国の垣根を越えた国際化・グローバル化への諸活動など、取り組むべき課題は散見しており、国際社会のニーズをよりの確にとらえた教育内容の充実・提供が必要となる。

本学では、平成29年度に国際大学協会（IAU）による国際化戦略アドバイザーサービス（ISAS2.0）において自己点検・評価を行い、国際化に向けた取り組みについてUD委員会を中心に進めている状況である。

また、平成30年度は大学基準協会による至学館大学の第2期認証評価に対する改善報告書を提出、令和元年度は至学館大学短期大学部も提出し、両者とも本学の取組状況が認められ、令和3年度は至学館大学の第3期認証評価を受審した。この認証評価では、「2021（令和3）年度大学評価の結果、至学館大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。」という最終評価を受け取った（令和3年12月）。令和4年4月1日には、至学館大学短期大学部の第3期認証評価にかかる点検・評価報告書を提出し、令和5年1月に大学基準協会からの委員会案を受け取り、2月末までに意見申立等の本学からの回答を行った。令和5年度も本学自らが主体的な改革・改善を行い、教育の質向上と更なる充実を図るとともに、これまで培ってきた建学の理念「人間力の涵養」に基づく「教育」が、広く社会の理解と支持を得るように努める。

1. 改組について（継続）

全国的な4年制大学への進学率の上昇に反して、短期大学は年々志願者数が減少し、定員割れの傾向が顕著となっていることに鑑み、本学は令和2年度に、健康科学部に届出により新学科（体育科学科）を新設し、併せて短期大学部を廃止する計画を文部科学省に提出し、事前相談を行った。（令和2年6月末）

その結果、新学科（体育科学科）は届出による設置が「可」となり（令和2年8月末）、令和3年4月に届出書類を提出した。短期大学部は令和4年4月から募集を停止した（令和6年3月に廃止予定）。

一方、新学科（体育科学科）の教職課程（中・高一種免（保健体育））についても、教職課程認定審査の確認事項1（1）③に基づき、変更届出書類を文部科学省に提出した（令和2年9月末）が、課程認定委員会による審査の結果、「変更届による変更は【不可】」と判定された（令和2年12月末）。新学科の教職課程は令和3年3月下旬に課程認定申請を行い、文部科学省による事前確認及び課程認定委員会からの指摘事項等に対応して、令和3年11月に認定された。

新学科（体育科学科）の設置に向けて準備するため、令和3年度の委員会として「開設準備委員会」を設け、①資格申請、②コース設定、③進級制度、④新設科目「競技スポーツ各論（含セカンドキャリア教育）」に招聘する講師、⑤入試方法と運営、⑥新入生の受入れ準備等の検討を行った。

令和4年度は、体育科学科の基礎となる健康スポーツ科学科と足並みをそろえて両学科の差別化を明確にしていくことや両学科間のバランスを調整していくため、健康スポーツ科学科に残留する教員と短期大学部から健康スポーツ科学科へ新規採用する予定の教員、健康スポーツ科学科から体育科学科へ移籍する教員及び短期大学部から体育科学科へ新規採用する予定の教員、これらの全員による合同会議等を開催して調整を図った。なお、完成年度（令和7年度）までは、毎年度同様に調整を図って行く。

2. 教学運営の重点課題

(1) 教育活動に関する内部質保証について（継続）

大学及び短期大学部においては、それぞれのディプロマ（学位授与）、カリキュラム（教育課程編成・実施）、アドミッション（入学者受入）に係る3つのポリシーに基づいた教育活動の実践状況と成果について、毎年度定期的な自己点検・評価を行うこととしており、令和4年度も実施した。特にアドミッション・ポリシーについては文部科学省からの要請もあり、令和元年度中に改正案を作成し、令和3年度入試から使用している。このような質保証のための改善活動は、今後も継続して行うこととする（前年度の継続）。

自己点検・評価は、「至学館大学の内部質保証を図るための大学運営システム」、及び「至学館大学短期大学部の内部質保証を図るための大学運営システム」（内部質保証に関するシステム：PDCAサイクル）の実効を図るために、自己啓発委員会と自己点検・評価実施委員会、及びその下部組織として設置された9つの点検・作業部会が、それぞれ点検・評価を行い、各学科、各種委員会と連携しながら改善案の検討に継続的に取り組むものとする。

令和4年度は、「教職課程に関する自己点検・評価の実施」が義務化された。実施時期等については大学の判断に委ねられているが、本学は令和4年度に規程整備を行い、令和5年度に第1回目の点検・評価を実施することとし、その後は状況を判断しながら適宜実施して行く。

【重点課題】

① 教育（学修）成果の評価等について（継続）

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）の達成度を測定するために、現在は学生の学修成果に関するアンケート「学修成果に関する自己評価シート」等を実施しているが、思うような結果が得られていない。第3期認証評価においては、学修成果を検証するための指標に基づいた改善・改革への取り組みが求められていることから、令和2年度はルーブリック評価の原案を作成し、学科長を中心に検討を行った。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響で思うように準備が進んでいない。健康科学部全体のルーブリック評価案が完成したので、令和3年度卒業生に対して試行した試行結果によって、今後改良し、その後在学生分についても整備する予定である。また、令和4年度から導入した GPA 制度とルーブリック評価との関係も検討する。

② 卒業時・卒業後の調査の活用（継続）

平成28年度8月に実施した、平成26年3月卒業の卒業生を対象とした卒業後の調査（満足度に関する調査）では、概ね良好な回答（詳細は昨年度に記載）が得られた。令和3年度は平成27～29年度卒業生を対象に実施する計画を立てたが、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、遠隔授業等に時間を費やし実施できなかったため、次年度に繰り越し、令和4年度に平成27年～平成30年卒業者を対象に実施した。

平成30年度から卒業時にアンケートを実施し、その後毎年度実施している。

③ シラバスに沿った授業実施の検証、授業改善アンケート等について（継続）

シラバスに沿った授業の実施については、検証方法が確立されていなかった。以前は「授業改善アンケート」の中に「シラバスに沿った授業が行われましたか。」という設問があったが、その後削除した。令和2年度は「授業改善アンケート」を刷新すべく、UD委員会は「授業改善のための基礎調査（評価が高い授業と評価が低い授業のそれぞれ3科目に対する理由を調査）」を実施した。今後、この結果を検証しながら、新しい「授業改善アンケート」を作成し、その中でシラバスに沿った授業実施に関する調査項目を設定する予定である。（継続）

令和2年度は、コロナ禍で遠隔授業を実施せざるを得なくなったことから、遠隔授業検討チームが遠隔授業改善のためのアンケート調査を行い、学生の意見を聞いて教授会で報告、各教員がそれを参考に改善を図ることとしている（令和2年度特別実施）。令和3年度、令和4年度についてもコロナ禍の影響は続き、第8波の影響下にある状況で、今後の状況を見ながら対応していく予定である。

本学は、遠隔授業を実施する中で、学内ネットワーク環境を大幅に改善した。それに伴い、

オンデマンド、オンライン等の活用を本格化させるため、学習教材の配信や成績などを統合して管理するシステム（LMS（Learning Management System））を導入し、Moodle（ムードル）を利用した「GAKKAN net Court」の運用を開始した。令和3年度は学生支援のため「GAKKAN コモンズ組織」を立ち上げた。授業改善アンケートについても、Moodleを活用して実施する方向で検討することとした。令和4年度後半は、教職員・学生ともに新学習支援システムに慣れてきたこと、また、新型コロナウイルスの弱毒化によって重症化しにくくなったことや感染力が依然高いものの規制が緩和されていることで、授業が通常に近い形でできるようになった。そこで、令和5年度は、UD委員会を中心に作成している新しい「授業評価アンケート（仮称）」を使用して、シラバスに沿った授業実施について検証を開始する予定である。そのために、令和4年度中に試行テストを行い、アンケートの趣旨や実施に当たっての注意事項等についてまとめ、実施に向けて準備を進める予定である。

④ カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーの作成について（継続）

ディプロマ・ポリシーをより具体的に実現するという観点から、その整合性と体系性を図るためのカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを作成し、「学部・学科等の教育目標とディプロマ・ポリシー」、「ディプロマ・ポリシーと各授業科目の到達目標」、「各授業科目の到達目標と評価基準・方法」等の適切性について点検・評価を行うこととしていた。現状でカリキュラム・マップは暫定案が出来ているので、その妥当性と適切性について検証しながら点検・評価を継続して行く。カリキュラム・ツリーについては、従来から使用している「履修モデル」が専門教育科目における授業科目間の関係や履修体系を示しており、カリキュラム・ツリーを作成する際に役立つものと考えられることから、「現代教養科目に関する履修モデル」を作成し、健康科学部全体（新学科「体育科学科」を含む）の履修モデルを整備した。

令和5年度は、今後のコロナ禍の影響にもよるが、授業の平常化が期待できるので、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーについての検証を進める予定である。

⑤ GPA 制度の導入に伴う厳格な成績評価（継続）

令和4年度第1年次入学生より GPA 制度（S（90点以上）、A（80～89点）、B（70～79点）、C（60～69点）、F（60点未満））を適用・運用している。ただし、GPA は授業毎の成績評価が厳格に行われていることが前提である。これまで授業目標・到達目標をシラバスに明記すること、到達目標と評価方法との関係を明示すること、点数化が難しい授業におけるポートフォリオやルーブリックの活用に関する勉強会の開催など、厳格な評価に向けた取り組みを重ねてきたが、到達目標の設定基準が教員間で統一されていないと思われる。今後は厳格な評価に関する共通理解を促しつつ、本学における到達目標の設定基準を定める。（例：当該授業科目における知識或いは技能等が、当該授業科目に関連する分野（社会）において通用する水準に到達している＝B「S、A、B、C評価として」など）（継続）

「厳格な成績評価」の実現については、コロナ禍の影響もあり、十分に行えていなかった。GPA の導入についても学生への提示の仕方など、令和4年度前半に調整が行われた。本格的な運用は令和5年度からとなる。「厳格な成績評価」についてはこれまで数回のFDで取り上げ、研修を重ねてきたが、令和5年度前半に GPA 制度との関係についての研修を行って推進して行く予定である。

(2) 自己啓発委員会及び自己点検・評価実施委員会について（継続）

上記(1)で述べた通り、自己啓発委員会、自己点検・評価実施委員会は、継続的かつ定期的に自己点検・評価を実施していく。令和3年度は第3期認証評価（大学基準協会へ令和3年4月に提出）を受審した。短期大学部は令和4年度に第3期認証評価を受審した。

令和4年度は、9月末までに作業部会による原案提出、11月末までに点検・評価報告書の提出が行われた。短期大学部は、この報告書をもとに大学基準協会へ提出する点検・評価報告書等を作成し、令和4年3月29日に提出、令和4年9月29日に実地調査に向けた事前調査に回答、令和

4年10月10日及び11日に実地調査を受審して、令和5年1月20日に認証評価結果（委員会案）を得たので、同年2月20日迄に意見申立を提出した。令和5年3月中には最終的な認証評価の結果が得られるので、順次対応する。

(3) FD活動について（継続）

「日々の授業改善活動は大学におけるFD活動の基本である」という基本認識に立って、教育職員一人ひとりが日々の授業改善を図る。これまでの組織的な活動としては、FD・SD 勉強会（研修会）学生による授業改善中間アンケートと、結果に対する学生へのフィードバック、授業公開と同僚教員による授業参観の実施などを行ってきた。令和3年度は学生による授業改善中間アンケート（結果に対する学生へのフィードバックは教員が個々に実施）と、授業公開と教員相互の授業参観を行った。FD・SD研修会は、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症に対応した遠隔授業の改善・向上のため遠隔授業検討チームによる「遠隔授業に関するアンケート結果の報告」と「遠隔授業の進め方」に関する研修（令和2年9月）を行った。その後、学内ネットワーク環境が大幅に改善され、GAKKAN net Courtを中心に遠隔授業が行われるようになったことから、その使い方に関する講習会が開催された（令和3年3月）。令和3年度は、「GAKKAN net Court」の利用を支援するための「GAKKAN コモンズ組織」を配置（遠隔授業検討チームは解散）した。

学生を加えた授業改善アンケートに関するワーキンググループを立ち上げる予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で進捗していない。「授業改善のための基礎調査」の処理は終わって、現在、新アンケートの原案を作成中であり、新アンケートは令和4年度中に完成させ、令和5年度から本格的に運用を開始予定である。

(4) 教務委員会の下部組織（情報教育専門部会、GAKKAN コモンズ専門部会）の設置（新規）

平成25年度に情報処理関連機器を整備するための補助金を獲得する目的で「情報処理センター」を設置した。令和4年度からは必携パソコン化を導入し、学生が使用する情報処理機器の必要性に変化があったこと、また、学習支援システムGAKKAN net Courtも軌道に乗ってきていることから、情報処理センターの存在意義が薄れた。これを受け、令和5年度からは、学習支援システムの活用に関する業務と情報処理教育の在り方を検討する業務を切り分けて、それぞれ教務委員会の下部組織として専門部会を設置することにし、教務委員会規程を改定した（令和4年12月14日教授会審議）。

(5) 人間力開発センターについて

人間力開発センターは、①人間力の向上に係る指導・助言、②人間力の形成を支援するためのシステム化と運用、③学生の希望進路に応じた人間力を形成するための事業、④大学と地域との連携機能の強化、⑤事業内容の成果・報告などの情報公開、を主目的に事業を推進している。

令和5年度は、令和4年度に引き続き、下記の通り「人間力総合演習」への取り組みを展開する。なお、本センターの事業展開にあたっては、平成29年度の国際大学協会（IAU）による国際化戦略アドバイザーサービス（ISAS2.0）による本学への提言である「地球市民を想定した人間力の形成」を踏まえ、令和12（2030）年を達成目標とする「SDGs（持続可能な開発目標）」と関連をもった活動企画も提供する。

人間力総合演習への取り組み

- 対面型及びオンライン型による多様な学びの場（活動企画）の創出及び学生への提供
- 本授業科目の趣旨・履修方法等に関する新入生を対象としたガイダンスの実施
- 本授業科目の周知と学習成果を学生自身が理解できる仕組みとして作成した「人間力開発ノート」の配付
- 活動時間数及び学習内容を可視化するための「活動時間管理サイト」の管理・運営
- ホームページを活用した学生・教職員・学外関係者への本授業科目に関する情報の発信

【重点課題】

至学館大学健康科学部の現代教養科目「人間力総合演習」については、令和元年度から現行の運用で教育活動を展開してきた。令和5年度は、この4年間の取り組みの成果と課題を踏まえ、より学生の「人間力」の向上に資する教育プログラムを展開していく。

本授業科目がねらいとする「多様な体験を通して学びを得、それを蓄積させることで、自身が抱える課題の解決、資質の向上及びキャリア形成に繋げる」との学習サイクルを習得する学生がこの4年間で次第に見られ始め、一定の成果が生まれつつある。一方で、本授業科目のねらいが十分に伝わらず、規定活動時間数に達することが主目的となり、ねらいから外れる取り組みとなっている学生の様子も散見され、これの改善が求められる。

本授業科目は、本学が教育目標とする「人間力の形成」の中でも軸となる授業科目であることを踏まえ、改めて、本授業科目のねらいを学生のみならず、教職員と共有していかなければならない。さらに、このねらいを達成するために、従来の教育プログラムの改善を図り、令和5年度から新しく次の通り展開する。

- 人間力総合演習のねらいは「自己を育てる人間の育成（自己形成力の育成）」であると再定義する。
- 上記に係る到達段階を設定し、年次ごとに組んだカリキュラムを実施する。
- 学生の主体的な学びによる自身の課題克服及び目標達成をめざすため、新たにコーチング技術を導入した学習支援体制・環境を学内で整備し実施する。

(6) 大学院について

令和4年度に教育課程の抜本的な改革に着手し、新教育課程（案）を作成することができた。令和5年度は、新教育課程の最終確認を行い、スムーズな実施に向けての準備をすることが求められている。また、学生数の増加に伴い、教員の教育技術のさらなる向上のための研修や指導体制のあり方の再検討、教育研究活動の環境を整備することも求められている。入学者を安定的に確保するための取り組みは、今後とも不可欠である。以上のことから令和5年度は、以下の重点課題に取り組む。

【重点課題】

- ① 新教育課程の実現に向けて、現在の改革案の最終的な調整を行う（新規事業）。
- ② 学生数増加に伴う指導体制のあり方を再検討し、必要に応じて改変する（前年度の継続）。
- ③ 教員の教育技術あるいは指導研究能力のさらなる向上のための研修を行う（前年度の継続）。
- ④ 安定的に入学者を確保するための方策を検討するとともに、教育研究環境を整備する（前年度の継続）。

3. 研究の促進

「教員に関する規則」に定める教員の使命及び職務の遂行に対して教員が精励・尽力できるように、教員の研究の質の向上及び活発な研究交流の促進を図り、それをもって、本学における研究・教育の一層の充実と社会の発展に寄与し、あわせて、本学の学術研究及び教育の柱となる重要な研究分野への育成につながることを期待し、従前より科学研究費助成事業をはじめとする外部資金の獲得及び活用を促進する働き掛けを行っているが、十分な実績を挙げるに至っていない。科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）の獲得及び活用に関しては、外部資金による研究環境の充実は言うに及ばず、申請件数は研究活動の質や活性度をはかるバロメーターになると言っても過言ではない。このように、大学という高等教育機関にあって重要な位置にある研究活動の、活性化と充実度の向上を推進するために、引き続き申請件数（採択件数）増加に向けて、学術・研究委員会等を中心にして各教員に働きかけていく。

さらに、社会問題化している各種の研究不正に対する防止策については、2021(令和3)年2月に、文部科学省から「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく調査の実施方針」の両

改正の通知がなされ、一層の体制整備と不正防止策の強化を指導事項として各機関に示している。

については、ガイドラインに沿う関連規程の整備や活動の具体を進めるとともに、学内の研究者に対する教育研修の機会の提供と並行して監査体制の連携と強化を図っていく。

また、健康科学研究所では、本学が健康科学系の大学としてその専門領域における本学の枢軸機関となる事業を展開することを担うために、本学の研究に注力できる環境と人員の配置を図り、研究所の次世代育成を意図するとともに、科学的思考を持つ本学志願者を増やし、至っては、本研究所の活動に参画・寄与する人材の育成を手掛けていく。

【重点課題】（前年度の継続と新規）

- ① 科学研究費助成事業に対する申請件数、採択件数を伸長させ、研究の活性化を図る。
令和4年度は、2名が採択された。令和5年度の募集に対する申請は12件である。
申請及び採択の件数を上げるため、令和4年度から本学独自の基盤研究の支援・推進制度として「外部資金獲得支援制度」が施行された。本学の教員全てが科研費補助金獲得の必要性を感じ、その動機付けとモチベーションを高め、次の申請または採択につなげていける支援及び推進を果たす制度として、学術・研究委員会が中心となり、制度の趣旨に叶う活動を展開していきたい。活動の具体として、相互研鑽と自己点検及び相互点検の機会となるよう、申請の要領や採択される観点に関する講演会や研修会の開催、採択者の研究計画等の閲覧機会や情報交換会、本学の助成費申請時における委員会からの点検等の場面を創出していく。また、科学研究費助成事業を獲得した教員や本学の助成費を受けた教員の研究発表の場なども設けていきたい。
- ② 個人研究費及び学科予算並びに実験実習予算の使途や執行状況を調査・分析し、予算額の配分やその執行体制の見直しを図り、研究活動や研究業績の評価に応じて各研究費等の配分に適切に反映させる。
- ③ ①の活動と並行し、教員の研究紀要及び教育紀要への投稿を推進し、充実に努める。
- ④ 学外の研究組織との研究連携や技術協力を推進支援する。
この分野に関する本学の規定(学外共同研究規程、受託研究取扱規程)に基づく、学外機関との研究活動に関する相手方との調整、取り決め及び契約等の締結等のフローの支援。加えて、研究成果による知的財産権の取り扱いに関しては、「学外者との共同研究に基づく特許等の取り扱いについて」の基本方針に基づき、混乱や利害トラブルを誘発しない調整や支援にあたる。
- ⑤ 教職員、学生に対して研究倫理教育、コンプライアンス教育の一層の整備・充実に努める。
- ⑥ 健康科学研究所は、「世代、性別、心身の状態に関わらず、人間が健康を享受するための基礎的、応用的研究を遂行し、人類の幸福に貢献すること」を目指す。令和5年度は、前年度までに準備してきた体制等の整備の一環として、研究所員の公募と研究機材の集約を行う。研究所員の公募方法は、研究テーマを公募し、採択された者を研究所員に委嘱し、研究費の配分を行う。また、研究機材の集約については、既存の施設で共同利用が可能なスペースを確保し、そこに汎用機器を集めて利便性を高める。不足する汎用機器については、順次購入を検討する。
(総事業費 12,070千円)
- ⑦ 健康科学研究所の研究に対する取り組みや研究成果を広く世間に示し、一般の方にも知ってもらうために、リーフレット(情報誌)を配布する。令和3年度から準備を進めており、年2回の刊行を予定する。

(以上は、前年度の継続。以下は、新規)

- ⑧ 動物実験の管理・運営体制の適正性確保を推進支援する。
動物実験の管理・運営体制の適正性を推進するため第三者評価制度が試行され、本学は平成26年度及び昨年度にその評価を受けた。今回の外部検証を受検し、受けた指導や指摘に対して改善及び善処し、動物実験に関わる適正運用の向上を推進する。また、その一環として、217室(飼養保管施設兼動物実験室)の共同利用における要件の整理と、共同利用者間の情報交換・

意見交換の機会を通じた実験・研究環境の整備を手掛ける。

4. 学生支援の強化と充実

学生が学修に専念し、充実した学生生活を送ることができるようにするため、「多様な学生の要請に対応し、学習・生活・相談等の支援サービス機能の向上を図り、指導体制の整備と組織的・総合的な学生支援を推進する」ことを基本方針として学生対応を行う。

また、令和5年度より「アスレティック・デパートメント」を設置し、本学の競技スポーツを統括する組織として、学生アスリートの全般に亘るサポートを学務課スポーツ振興部門と連携し行っていく。

【重点課題】

- ① 平成28年4月の障害者差別解消法の施行に伴う障害者への合理的配慮について、私立大学では努力義務とされていたが、令和3年5月に民間事業主に義務付ける「改正障害者差別解消法」が可決・成立し、可決日から起算して3年以内に施行されることから、本学における一定の対応要領の策定が必要と考えられ、その整備に向けた取り組みを検討する（前年度の継続）。
- ② 課外活動等の活性化を目的に、強化指定クラブ等の取り扱いに関する規程を制定し、部運営の健全化や施設、奨学金、課外活動支援費等の有効な活用に取り組んできた。引き続き、部別の整備や各種規程の有効な運用に取り組み、課外活動の一層の活性化、健全化を図っていく。（前年度の継続）
- ③ 学生の課外活動等においては、選手の主体性を重視し、人格を尊重することで健全なスポーツ活動を展開できるよう努める。また、そういった環境を阻害するような要因がある場合には、速やかに調査し、指導・対応を図っていく。（前年度の継続）
- ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大は、課外活動においても様々な制約を生むこととなったが、この間、日常の感染予防策の徹底はもとより、学内で実施するPCR検査を適宜活用することで、課外活動によるクラスター発生の抑止に努め、できる限りの活動環境確保を図ってきた。引き続き、市中の感染状況や感染法上の分類変更（第五類引下げ）状況等に応じ必要な措置を講じていく。
- ⑤ これまで健康科学研究所が所管してきたアスリートサポートシステムをより有機的に機能させることを主眼に「アスレティック・デパートメント」（以下、ADと表記）を至学館大学及び至学館大学大学院に設置する。ADは、本学の競技スポーツを統括する組織として、上記に加えて、学生アスリートの教育環境等の改善、学業支援、安全安心に資する活動、行政や企業と連携した取り組み等を推進していく。

具体的には、AD内にアスリートサポート部門、調査・研究部門、ブランディング部門を設置する。また令和5年度より、事業推進の核となるスタッフとして本学OGと業務委託契約を締結予定である。
- ⑥ 平成30年度末に設立され、本学も加盟する大学スポーツ協会（各大学・競技団体横断の大学スポーツ統括組織 通称ユニバス）による各種取り組みへの協力、機会提供の活用などにより、本学のスポーツ系課外活動の充実の契機としていく。（前年度の継続）
- ⑦ 令和4年度入学生より、コロナ禍における遠隔授業（ZOOM）への対応や令和3年度から導入した学修支援システム（GAKKAN net Court）の活用をはじめ、大学卒業時に獲得した知識とスキルを社会で十分に発揮できるよう、学生に自身のデバイス機器を管理してもらうと共に、様々な活動を行ってもらうことを目的として、入学時におけるノートパソコン必携を推進するため斡旋販売を開始したが、初年度の課題を検討しながら、より良い方法で新入生の元に届くようにする。また、令和3年度から導入しているこども健康・教育学科入学生用のコンバーチブルノートパソコンは機種の見直しを行い引き続き斡旋販売を行う。（前年度の継続）
- ⑧ 令和4年度入学生から入学時におけるノートパソコン必携並びに在学生のノートパソコン必

携を推進するため斡旋販売を開始したが、実際はノートパソコンを使用して展開している授業が少ないため、ノートパソコンを十分に活用できる体制を整える。(新規事業)

- ⑨ GAKKANN コモンズ組織を中心として、学習支援センター(仮称)の設置について検討を開始する(新規事業)。

5. 学生募集力の強化・充実と広報活動

入学志願者の減少は、大学経営にとって重大な影響をもたらす。それは単に財政的なものばかりでなく、大学に学ぶ志の高い学生確保の観点からも、大学として総力を挙げて取り組む重要事項である。また、学生募集にとって何よりも重要なことは、「学生の満足度」を高めることであり、これは入試制度と並び受験生の大学選択のバロメーターともなる。

これらの観点に立って社会的評価の向上に繋がるような有効且つ適切な広報活動を引き続き積極的に展開するとともに、本学の学生の受け入れ方針の中で、特に「常に主体的に学び、何事にも積極的にチャレンジしようとする探究心旺盛な人」の確保を目指して、学生募集活動を行う。

また、ステークホルダーに対してもより一層の理解と支援を得るために積極的な情報公開と広報活動を展開する。

【重要課題】(前年度の継続)

- ① 市場調査、予測と本学の募集状況分析を確実にを行うために、他大学の状況、高校生の動向、本学へのアクション等を定期的に集約・分析する。

市場調査として、学年別高等学校卒業生人口と大学・短大進学者人口について、全国と東海4県(愛知県、岐阜県、三重県、静岡県)の調査と予測を実施する。他大学の状況調査は、入試ガイドやホームページで公開されている情報を集約し分析し、系統別の状況も調査する。高校生の動向としては、接触者・志願者数が減少している高等学校の抽出と状況調査を行い、高校訪問にて活用し広報活動に役立てる。また、高校生の追跡調査(初回接触状況)を実施する。

- ② 効果的広報・募集活動の強化を図る。

広報・募集活動を点検し、マーケット予測から将来を見据えた戦略に基づき効果的な活動となるよう企画・立案し、全学的な取り組みとして進める。基礎データとして、市場調査データの他に、資料請求データ及び模試データを活用する。特に、高校生との接触機会となる進学相談会、校内ガイダンス、模擬授業・出前授業への講師派遣、キャンパス見学の受け入れを積極的に実施し、業者の分野別名簿を活用した非接触者へのアプローチも行う。また、情報発信力の強化として、WebOpenCampusの改善を行うことに加え、PRできる情報源の発掘を行い、スピード感をもって発信することで充実させる。

- ③ コロナ禍における広報・募集活動、入学試験の実施対応

コロナ禍における徹底した感染症対策を令和4年度に実施した内容を検証し、改善した上でOpenCampus、入試相談会、入試対策講座、入学試験の実施を行う。

また、OpenCampus、入試相談会、入試対策講座については、状況によっては申込制とするため、予約システムを昨年度同様利用する。

- ④ 質の高い学生の受け入れ

基礎学力が担保された学生を多く受け入れるため、昨年度に引き続き、指定校の依頼校と成績基準の見直し、入試問題の難易度・制度(良質)の向上等を行う。

- ⑤ 試験問題のチェック体制の強化

出題・合否判定ミス等防止要領に基づく校正方法とチェック項目の徹底に加え、セキュリティー体制強化と取扱要領と運用の見直しを行う。また、リスク軽減と質の高い問題作成のための外部チェック機関を利用し、問題作成作業の軽減についても検討する。

- ⑥ 入学生の追跡調査

募集の観点から、学生の満足度の変化等をつかみ、本学の特徴を実態に基づき把握する。具体的には、入学時における目的意識等を現在実施している新入生アンケートから読み取り、卒

業時にどのように変化しているか卒業時アンケートを実施する。アンケートの集計結果から、広報・募集活動に役立てる。

⑦ ネット出願の安定運用

令和5年度入試の実施状況から、ネット出願の業務全体の点検・評価を行い、問題・改善点を洗い出し、安定運用につなげる。また、それに伴った入試システムの改修も行う。ただし、リスク回避の為、紙出願や願書出力サービスを利用した出願は継続する。

⑧ 令和5年度の東海4県高校卒業生数は、学校基本調査から前年度より約1.2%（約2,150人）減少する。その中で、大学・短期大学の進学者数は前年度より約1.2%（約1,200人）減少すると予測でき、令和6年度入試は現状よりさらに厳しくなると考えられる。

このような状況下で、令和6年度入試については、募集活動をしっかり行うことに注力し、令和5年度入試より少しでも維持・向上するように努める。但し、入学者数については、入学定員超過率を意識し、入学定員を充足する。特に、大学院の入学定員確保を重点事項とする。

6. 学生の進路支援対策

令和3年度卒業生の就職率は、大学は100.0%（令和2年度実績99.1%）、短期大学部は95.3%（同98.2%）であった。令和4年度についても引き続き同程度の就職率を確保できる見込みである。

令和5年度においては、これまでどおり本学の特徴である学生一人ひとりに対するきめ細かい進路指導を徹底し、低学年次より社会人になるために必要な知識・能力を養成するキャリア教育と実際の就職活動への支援を通して一貫した体制のもとに運営を図る。

政府が経済団体や業界団体に対し、就職・採用選考活動開始時期の遵守、学生の学業への配慮、インターンシップの適切な実施などについて要請を行っているが、最近の企業・団体（以下、「企業等」という。）の採用活動の動向は企業等の規模や業種等によって様々であり、早い段階での情報収集と対策を講じながら学生に必要な情報を提供し進路支援に当たる。

また、学生一人ひとりのキャリア形成の過程においては、教育職員と事務職員が連携して様々な教育や支援を行い、卒業時にはしっかりと目標を持ち、どのような職場にも対応できる基礎的な力を身につけ、社会で生き抜く「人間力」を備えた人材の育成を目指す。

【重点課題】（①～⑥については、前年度の継続。）

① スポーツ系企業等、健康・医療に関わる企業等への就職支援の強化

スポーツ系企業等への就職支援においては、引き続き新たな企業等への求人開拓に努め、求人情報の充実を図る。

具体的には、学生から要望の多いスポーツ栄養、幼児体育、アスレティッククラブ、スポーツ用品関連メーカー、健康・医療分野に加え、従業員のスポーツ促進やスポーツ支援に取り組む企業の求人開拓を行う。求人開拓においては、各社の経営状況、従業員の定着率等の把握を行い、早期退職リスクが低い企業等の発掘に努める。

また、令和4年度から開設された「体育科学科」は、競技スポーツを専門とする学生が数多く在籍しており、キャリアを生かし、アスリートあるいはコーチングスタッフ等として競技を継続できる企業等、競技スポーツを専門とする学生の進路希望を見据えた求人開拓を行う。

加えて、ポストコロナ期を見据えた求人開拓を強化するため、各業界団体との関係を強化し、情報収集活動に努め、企業等の経営状況を把握するなど就職支援の強化を図る。

② 男子学生への進路指導及び求人開拓

「体育科学科」の開設に伴い、男子学生の卒業数が増加する令和7年度に向けた取り組みとして、進路指導については、今年度においても男子学生の進路希望や悩みなどの把握に努め、インターンシップへの参加促進等、低学年次からのキャリア支援を行う。求人開拓については、「健康スポーツ科学科」をはじめ、これまで男子学生の採用実績がある企業等との連携を強化するとともに、新たな企業等の求人開拓に力を入れる。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長引くなかで、企業等の採用活動の早期化傾向が強まっている。このような就職環境のもとで、就職活動と学業や課外活動の両立に悩む学生と就活支援事業者の間でトラブルが増加傾向にあるとの報告が国民生活センターよりなされている。就活支援事業者の支援対象となりやすい男子学生の進路支援に細心の注意を払うとともに、大手・準大手企業等にも挑戦出来るよう書類作成、筆記試験、人物試験対策を強化し、資格取得対策を推進する。

さらに、保安系公務員（自衛官・警察官・消防士等）を目指す学生に対する進路支援を強化する。進路支援は、保安系公務員を目指す学生の把握を進め、低学年次生のインターンシップ参加を促進する。また、公務員試験対策では、筆記試験対策として、公務員試験対策講座の開講と受講の促進等を行う。また、公務員試験は人物試験の比重が高いことから、筆記試験対策と並行して、人物試験対策にも力を入れていく。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が長引くなかで、地方自治体では WEB 試験の導入事例が増加するなど試験内容に変化が見られる。このため、国の各機関、地方自治体、警察、地方公共団体の募集・採用部署等との関係強化を図り情報収集を強化する。

③ 教職支援室・教職課程委員会、学務課教学支援部門との連携強化

教員養成について、平成 25 年度から、学内に設置した教職支援室との連携によって教職志望学生に対する相談・指導體制を敷いている。取り組みの結果、令和 4 年度については公立学校教員採用試験の合格者が前年度を大きく上回った（令和 4 年度 24 名、令和 3 年度 16 名）。今年度も引き続き、教職支援室と学生進路支援室相互間の情報提供と共有、及び各種事業の運営等において連携・強化を図り、教員採用試験の合格者を増やしていく。

具体的には、教員採用試験合格者の多くが受講していた「教員採用試験対策講座」、「模擬試験」、及び近隣の教育委員会の採用担当者を招いた「教員採用試験説明会」の開催等を継続して実施する。私立学校の教員を希望する学生に対しても、情報提供などの支援を行う。

また、教職課程委員会と連携を図り、例年実施している「中女・至学館出身の教員の会（出身教員の会）」の実施に関し、開催内容や目的が「教職を目指す学生に対する意識の醸成、教育職員に対する理解促進」であることを考え、計画・運営にあたっては、学生進路支援室部門に学務課教学支援部門を加え、教職支援室、教職課程委員会、進路支援委員会、及び同窓会と協力のうえ、「出身教員の会」が一層充実するよう、取り組む。併せて、遠隔地からの参加者の利便性を図るため、オンラインを併用した開催方法も継続していく。

④ 低学年の学生への進路指導

低学年次生に対しては、新型コロナウイルス感染症や社会情勢の変化に伴う採用活動の動向を捉え、ポストコロナを迎えて企業等が求める人物像を理解し、低学年次から準備すべきことを整理して情報提供を行う。特に企業等を受験する学生に対し、企業等が行う採用を前提とした短期のインターンシップや、それに続き行われる早期採用試験等の情報提供を行う。

さらに、令和 4 年度の体育科学科開設に伴い、低学年次生の就職観の醸成に係る各種セミナーやインターンシップ等の情報収集を行う。

教員・公務員志望者には、採用試験への準備や自己分析・職業（仕事）研究などの必要性を伝えていく。

令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により一般的となった WEB を利用した就職活動にも対応できるようにすべく、小規模ガイダンスを行う。

また、企業説明会やインターンシップ説明会等への参加促進においては、「求人情報検索システム（求人 NAVI）」も活用し、職業観・就業観を養い、能動的な進路選択・就職活動を促すとともに「求人情報検索システム（求人 NAVI）」の登録ガイダンスや各学科の教員と連携し、授業科目内でのキャリア教育の機会を利用した情報提供を行う。

一方、グローバル化や働き方改革をはじめとした就業環境の変化に伴い、企業等が求める人物像（人材）にも変化が生じていると考えられる。こうした点を考慮し、これらに必要とされ

る意識の醸成、知識を習得するための情報提供等の充実を図る。

⑤ 「求人情報検索システム（求人 NAVI）」の活用

「求人情報検索システム（求人 NAVI）」の機能を最大限に活用し、学生へ求人情報やセミナー情報等を提供し、就職活動の支援を行う。企業等の採用活動における変化を捉え、企業等との連携を図る中で低学年次において準備すべき点などについての情報提供を行う。

⑥ 「三重県と至学館大学及び至学館大学短期大学部との就職支援に関する協定書」（平成 30 年 2 月 6 日締結）に基づく、三重県への U・I ターン就職の促進を図るため、新卒採用に苦戦する企業から三重県雇用対策課に寄せられる相談等の内容を同課に取材し、その対策方法を具体的に検討・実施する。

7. 施設・設備の整備

「学生の修学活動に必要な教育環境の整備を優先して管理・運営を行うこと」を方針とし、様々な教育・研究設備や機器等を整備するとともに、学生が安全に快適な環境の中で教育を受けられるよう、恒常的に整備を進めている。

耐震工事について、3ヶ年計画により、対象建物全てについて、令和元年度に完了に至っている。今年度以降も引き続き、老朽施設、設備の改修、修繕について計画的に実施していくと共に研究設備・教育設備についても、必要に応じて、補完・充実を図っていく。

【重点課題】（前年度の継続と新規事業）

- ① 老朽施設の改修、修繕については、緊急性、重要性を吟味し、優先度の高い個所から着手していく。令和 3 年度に、1000 号館・グリーンハウスの全面改修について、プロジェクトチームを発足。今年度は、費用面等を鑑み、改修規模を確定する等、創立 120 周年を迎える令和 7 年度を目途に、完成を目指す。本学のイメージアップを図り、学生・教職員の利便性、満足度向上を目的とし、優先順位を考慮しながら（計画の延期を含め）進めていく。
- ② 光熱費の高騰を踏まえ、キャンパス内の LED 化を継続的に推進する。
- ③ 学生の就学環境の充実についても、重要性、費用対効果を吟味し、優先度の高い個所から着手していく。
- ④ 平成 28 年度夏期に情報処理演習室のパソコンの入替を行った。本来は 6 年が経過する令和 4 年度にサーバと同時に入替の予定であったが、1 年延長とし、7 年が経過する今夏に入替を実施する。従来は 3 教室の入替を行っているが、ノートパソコン必携を開始したこともあり 2 教室分の入替とする。併せて平成 27 年度夏期に導入したプリンタも 8 年となるので、パソコンと同様に数量を減らして入れ替えを行う（新規事業）。

なお、大学及び短期大学部における令和 5 年度の大規模事業計画（重要事業及び総事業費 3,000 千円以上のもの）は、以下のとおりである。

<大府キャンパス>（新規事業）

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ・陸上競技場の大規模改修工事（グランドカバー工事含む） | （総事業費 38,000 千円） |
| ・SSC 第 2 アリーナ床改修工事 | （総事業費 17,000 千円） |
| ・9000 号館 LED 工事 | （総事業費 15,400 千円） |
| ・2000 号館 232 講義室の改修工事 | （総事業費 3,000 千円） |
| ・情報処理演習室のパソコン並びにプリンタの入替 | （総事業費 26,211 千円） |

8. 産官学連携の推進

教育理念「人間力の形成」の下、「地域に根ざし、市民から信頼される大学を目指して、教育・研究や地域貢献活動を推進し、地域社会との連携・協力を図る。」ことを基本方針とする。また、産・学・官等との連携にあたっては、「国、各地方自治体、学校、地域の研究機関、民間企業、NPO や市民団体と共同して多様な社会活動を行い、産学官民等の連携を推進すること」を基本

方針とし、社会貢献・地域交流の組織的・総合的な取り組みを推進する。

【重要課題】（前年度の継続）

- ① 大府市をはじめ愛知県、名古屋市教育委員会、知多市、刈谷市、岐阜県中津川市、及び三重県との包括協定に基づき、連携と内容の充実を図る。
- ② 愛知県内をはじめとした大学との包括協定を模索し、大学間の連携を推進する。
- ③ 企業との産学連携協定を積極的に締結し、事業の推進を図る。
- ④ 本学の各種連携事業などの広報展開を行う上で、ホームページの掲載内容の充実を図る。
- ⑤ 大府市との「選挙啓発に関する協定」に基づき、大府市選挙管理委員会と連携・協力のうえ、主権者教育の推進を図る。
- ⑥ 本学の社会連携・社会貢献事業に関する実施記録の整備を行い、各種事業の適切性を検証する。
- ⑦ 国、各地方自治体、学校、地域の研究機関、民間企業、さらにはNPOや市民団体と共同して、多様な社会活動を進め、産官民学の連携を推進する。
- ⑧ 地域への積極的な貢献のため、学内の教育・研究施設を有機的に組織化し、その活用を図るとともに、生涯学習の充実、地域環境改善、地域産業の活性化に寄与する。
- ⑨ 地域への図書館開放など、図書館サービスの拡充を図る。
- ⑩ 公開講座、公開授業（オープンクラス）などの開放講座の充実、リカレント教育体制の整備、自治体主催の公開講座への参画など、地域社会からの生涯学習の要望に積極的に寄与するための体制を整備する。

9. 国際化の推進

国際大学協会（IAU）による「国際化戦略アドバイザーサービス（ISAS 2.0）」で本学が認証を受けた「Shigakkan University Internationalization Plan」（2018-2022）後の活動として、学生たちの「地球市民を想定した人間力の形成」に向けた学内体制の整備・強化をはじめ、海外に向けた情報発信及び学内外における本学学生の学び・体験の場の創出など更なる内容の充実に取り組む。

【重要課題】

- ① 国際化推進委員会の活動促進（前年度の継続）

「Shigakkan University Internationalization Plan」後の発展的な取り組みとして、本学の国際化推進委員会を中心に本学の国際化推進に向けた活動を継続していく。
- ② 学生及び教職員のための語学学習や海外安全教育の充実（前年度の継続と発展）

コミュニケーションツールとして、学生、及び教職員の語学（英語）能力向上を図るため、学内でのTOEIC® Listening & Reading Test（国際コミュニケーション英語能力テストの団体特別受験）の実施、研修会や国際交流イベントの開催等を行う。

また、学生対象の海外安全セミナーについて、オンラインでの実施も視野に入れて開催に取り組む。
- ③ 学生向け海外短期研修プログラムの実施（過年度からの継続と発展）

新型コロナウイルス感染症の影響で令和元年度から令和3年度は中止とした本学学生対象の海外短期研修について、令和4年度はマレーシアでの研修旅行を企画した。令和5年度も社会情勢をみながら企画を検討し、実施に向けた取り組みを行う。
- ④ 英語による情報発信の強化（前年度の継続）

ホームページやソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）等を活用し、英語による本学のトピックス情報等の発信・更新に取り組む。
- ⑤ 海外提携先の開拓（前年度の継続）

学生の短期留学や大学間交流の機会を増やすことを目的に、新たな提携先の開拓を行う。
- ⑥ SDGs への取り組み（前年度の継続）

本学の教育理念「人間力の形成」のもとで、一人でも多くの地球市民を育てることを目的に、SDGsに関連したイベント等の企画・実施に取り組む。

⑦ スポーツ分野における国際化の推進（前年度の継続）

本学のレスリング部を中心にIF（国際競技連盟）やNF（国内競技連盟）とのかかわりを深めるとともに、米国の大学との連携協定締結をはじめスポーツ分野での国際化を目指した取り組みを行う。

Ⅲ. 至学館高等学校の事業計画

1. 教育目標

至学館高等学校への校名変更をして19年目を迎え、更なる教育の質の向上をめざして、本校の事業計画を策定する。

本年1月27日に政府より、新型コロナウイルスの感染症法上の分類を大型連休明けの5月8日に「5類」に引き下げると決めたことにより、取り扱いは季節性インフルエンザと同等になり、感染者や濃厚接触者の法的な待機期間はなくなり、医療体制や医療費の自己負担については段階的に5類基準に移し、具体的な方針が3月上旬をメドに示されることが公表された。

今後は、「with/After Corona」ではなく「New Normal」時代への移行が求められると判断している。具体的には、我々の生活のみならず教育現場にも大きな変化が起こることが推測されることから、教職員の「働き方改革」を視野に入れながら生徒の健康・安心・安全を最優先に学校行事の見直しや年間行事予定の計画を慎重に行いたい。また、寮棟の施設のリニューアルが完成し、新たに西館としてスタートを切る。新たな学習環境の整備と安定した運営を図り、更なる飛躍を図りたい。

また、かねてより目標としてきた生徒数を確保しつつ、より基礎学力が身についた生徒から選ばれる学校をめざしてきた。本年度は推薦基準等を大きく見直す中で、大幅に定員超過してきた入学者数を、超過しながらも学則定員に近づけることができた。

これは、生徒・家庭・社会からより一層高いレベルの教育が求められることを意味しており、教職員が一つとなって、「より確かな教育力を育む」ために、次の目標を掲げる。

① 「基礎学力の確認」から「真の学力（受験学力も含む）」の育成（継続）

大学受験に特化したアドバンスコースでの進学実績のみならず、理系・文系コースも四大進学率が80%を上回るようになってきた。本年度も生徒が希望する進路実現をいかに果たすかが本校の重要課題と捉え全教員で丸となって取り組む。大学入学共通テストでは「思考力、判断力、表現力」を問う基本的な出題方針があり、どの教科も理解の質が問われ、情報を整理し、解を導く力が求められるようになった。その中でも英語では読み取りスピードが昨年以上に求められ語彙力を強化していく指導が必要だと分析している。本校の一般入試大学受験者が昨年比118.2%となっており、これからの一般入試対策をしっかりと練り直し対応していく。

また、学習指導要領の改定に伴い、現2年生の大学受験の際には、内容も大きく変わることが予想されるので、その準備も進めておきたい。

② 「夢迫人」の実現（継続）

一人ひとりが抱いている「夢」を丁寧に拾い上げ、寄り添いながら道筋を具体的に示していきたい。夢を実現するために集まってきた生徒一人ひとりを大事にする指導を心掛けていく。

2. 令和5年度の重点目標

【教育活動において】

生徒一人ひとりの確かな学力を伸ばすために、新学習指導要領に対応したカリキュラムを活用し、教育活動をすすめたい。

また、昨年度から満18歳を成人として扱う法改正に対して、権利と義務をきちんと果たせるよう授業を通して学習させる。

① ICT教育の推進（前年度の継続）

昨年から、感染症対策にも適切なガイドラインが示され、一斉休校措置はとられず、オンライン授業等を組み合わせた現場での工夫が求められるようになった。ICT教育はこれまでの年次計画におけるスピードを一気に超える勢いで教育現場への導入が求められ、今では必要不可欠なツールとして重要な役割を果たすようになった。

本校でも、ZOOMやYouTubeなどを授業や会議において日常的に利用し、校内と家庭・社会を結ぶコミュニケーションツールとして欠かすこともできないものになっている。

特に、同窓会からの支援や、国や県の公的補助を活用し、2クラスに1台以上の割合で電子黒板を設置し、その他のICT教育機器も活用して授業研究、探究学習等の授業を積極的に展開している教科もある。保管場所には苦勞しているが、教員にも生徒にも抵抗感はなく、ペーパーレス化にも貢献しているので、今後は探究学習の評価の在り方を含め、その運用について、研修会の開催などを視野に入れながら更に深化させたい。

また、令和3年度入学生より年次進行で生徒にiPadを1台ずつ持たせることに取り組み、令和5年度から全学年所有となる。授業で活用するだけでなく、家庭学習を充実させるための教材として取り組ませているe-learning教材「スタディーサプリ」の活用にも更に力を入れていきたい。これは各自の学習レベルや関心により教材内容を選択視聴でき、付属の学習到達度テストにも取り組ませることで、各自の強化ポイントをつかみ、学力補充課題が提供される仕組みを利用しているため好評である。担当する教科担任からの個別課題も配信されており、特に普通科進学コースの取組みとしても力を入れてきた。個別回線によるiPadの利用契約を導入したことで、Wi-Fi環境がない家庭でも使用することが可能になっている。今後は、この安定的な使用と評価の在り方について更なる研究を行いたい。

② 学力の更なる向上（前年度の継続）

適正規模の入学者数となるよう調整を行ったが、規模に収まらない状況が見られた。徐々に確かな基礎学力を身に着けた生徒が多くなってきたが、しかしまだ振り返り授業の必要な生徒もいる中で、日々の授業を充実させつつ、補習授業なども多く行っている。

大学受験者は昨年比104.9%（指定74.4・一般118.2%）、短大受験者は昨年比45.2%、専門学校受験者は昨年比87.4%、大学入学共通テストは57名が受験し、今後の入試に備えている。

令和4年度から始まったカリキュラムの全面改定により、今後目指していく方向性も明確にし、特に普通科進学コースの特色づくりにも力をいれ、不足している英語力や探究学習に重点を置いて学習指導案を作成してきているので、これをさらに深化させていきたい。

③ 新カリキュラムへの取組み（前年度の継続）

平成22年度以来の全面改訂となり、特に国語と社会・英語に大きな変更点がある。例えば、「論理国語」という科目で論理的・創造的な思考力の育成のため、他者とのかかわりの中でお互いの考え方を伝えたり、古典への興味関心を高め、アクティブ・ラーニングの視点に立った「古典探究」や我が国の言語文化への理解を深める科目として「言語文化」を新設し、和歌・古文・漢文など読み比べに力を入れていく。

地歴公民分野では「歴史総合」が必修科目となり、日本史も世界史も一緒になった近現代史が中心になったのが特徴で、「地理総合」では持続可能な社会づくりを目指した学習に取り組み、さらに「日本史探究」「世界史探究」「地理探究」と深めていく。

「公民」科目は「現代社会」「倫理」「政治経済」からの選択必修制だったが、「現代社会」が「公共」に変更され必修科目となり、主権者教育・18歳選挙権・少子高齢化・安全保障・グローバル化などの視点を取り入れ学習する。

既に、本校の独自科目「人間」では探究学習が先行して進められており、学ぶ力・生きる力につながってきている。

④ 西館の利用について

これまで合宿セミナーや部活の合宿に利用してきた寮棟を、普通教室、軽運動ができる多目的室、生徒会をはじめとする文化系部活動ができる室などを備えた西館として整備する改修工事が完了した。本年度からは、7、8限がある普通科アドバンスコースを西館に移し、集中して学習しやすい環境を整えると共に、これまで文化系を中心に部活動の場所を確保するのが難しかった生徒にも開放し、より充実した学校生活を送れるよう運用を行っていく。

⑤ 留学コースについて（前年度の継続）

留学コースは、1年次の1月から1年間ニュージーランドへ留学し、3年間で卒業するという特色を持ったコースである。毎年安定した生徒数を確保し、また、英語を活かしたキャリア教育を展開し、堅実な進路確保を進めてきている。

この3年間は、ニュージーランドでは新型コロナウイルス感染症対策として、入国を規制したため、令和2年度留学コースより留学先をカナダ・トロントの地域に変更し実施してきた。

ようやく、ニュージーランドの感染症対策が緩和され、令和5年度留学コースは留学先を再びニュージーランドに戻し、現地コーディネータスタッフのエバコナ・エデュケーションとの準備を再開する。

⑥ 専門学科「家政科・商業科」の充実（新規）

本校の入試が年々難化し、特に専門学科である「家政科・商業科」では「公立に合格しても、至学館には必ずしも合格するとは限らない」という声が聞かれることもあるなど、社会的な関心も高く、取得した資格を活かし名古屋市立大学をはじめとする大学への進学、あるいは優良企業へ就職するなど、生徒の夢を実現する学科として日々の教育活動を展開してきている。

両科の今後は、コロナ感染症禍を脱却し、実習授業の正常化を図り、家政科フェスティバルでの調理系発表の復活や、ジュニアインターンシップの充実など授業・実習等をできるだけ早く元の形に戻すと同時に、より発展させていきたい。

⑦ 部活動等の健全化促進（前年度の継続）

令和4年度は、インターハイ、夏の甲子園大会をはじめ東海大会、県大会、地区大会などで、新型コロナウイルス感染症に対する制限が緩和されはじめた。その中で多くの部活動が出場し、結果を出すことができた。

しかし、新型コロナとインフルエンザが同時流行している現状があり、クラスターを起こさないために活動を止めることも起きている。今後においても、いつ影響が出るかわからない状況ではあるが、部活動本来の目的である体力や技能の向上を図る以外にも生徒間の好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、より充実させていきたい。

また、人格を尊重し、健全な部活動を展開できるよう努める中で、過度な活動時間や、いじめなどの問題が発生しないように、顧問が生徒とのコミュニケーションを十分に図り、指導・対応を今まで以上に行っていくこととする。

⑧ 退学・転学の減少を図る（前年度の継続）

社会の変容と共に、通信制・単位制高校への転学に保護者の抵抗感が薄れてきている。全日制の高校に通っていることの意味、意義を理解されていない側面もあるが、転学・退学生徒を減らすためにも、遅刻・欠席など日々の生活行動にもより細かく目を配り、小さな変化

を掴むことで、生徒に寄り添い、充実した高校生活が送れる様に努力を重ねる。

⑨ 生徒募集について(前年度の継続)

愛知県の令和5年度入試においては、公立で特色選抜入試が導入されたこと等で、私立の入試日程が大幅に前倒しされた。これにより、送り出す中学校側も受け入れる高校側もその対応に様々な工夫と配慮が求められた。

そこで、本校ではすでに導入しているネット出願に加えて、中学校からの調査書もデータ送信に切り替えた。続いて、本校における受験生数の増加により採点業務の見直しが緊近の課題となっていたことを総合的に判断し、マークシートによる試験実施方法に移行した。更に、今年度から公立では入学生徒の減少があつてか私立が毎年実施している私立学校展の公立バージョンの開催、学校別の入試説明会や体験入学など私立と同じような積極的な生徒募集活動が計画されている。これは、私立間のみならず、公私立間で凌ぎを削ることになるのではないかと危惧している。しかしながら、これまでどおり生徒一人ひとりを大切にしたい教育活動の展開と、その様子を情報発信することで中学校・生徒・保護者そして社会から信頼される学校をめざして、活動を展開する。

一方で、授業料補助制度の充実が図られることで、特待生制度の存在意義が低下しており、現制度では他校との競争力の低下は否めない。よって、教育機関として節度を守りながら、新たな特待生制度あるいは奨学金制度の導入も状況を見ながら慎重に検討したい。

⑩ 学校安全計画策定について(新規)

「第3次学校安全の推進に関する計画」が令和4年3月25日に閣議決定された。昨年度はこれに対する施策が完成に至らなかったことから、本年度中に策定・実施していきたい。

具体的には、学校保健安全法に基づき、国の施策を反映させた上で、安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するために、中期計画として進めていきたい。

なお、文部科学省から災害などの緊急事態における事業継続計画(学校BCP<Business Continuity Planning>)対策の基本として、学校防災マニュアル作成の手引きが示されているので、これに準拠して本校に適したマニュアルの作成を行う。

具体的には、

1. 不測の事態に備える

近年、大規模地震や集中豪雨など、日本各地に大きな被害をもたらすような自然災害が頻発している。万一被災した場合にも学習活動を継続できる体制を構築する。

2. ネットワーク障害に備える

学習環境におけるネットワークの比重が増してきており、ネットワーク障害の発生により、学習活動全体が停止してしまつては学習の継続性が危機となる。また、ネットワーク障害はテロやサイバー攻撃によつても引き起こされることがある為、障害発生時にも学習活動が継続できるような対策も視野に入れる。

【主な大型予算計画】(施設・設備等)

施設・設備に関しては、全般的に老朽化してきている。一例として、冬季に暖を取るボイラー設備は令和4年度に西館(旧寮棟)の全面改修に伴い2基を廃棄したが、2基は現在も使用しており、既に耐久年数を超え、部品供給の大半は終わっている現状にある。また、労働安全衛生法で危険を伴う設備として特定機械等と位置づけられる第1種圧力容器に関しても年1度の法定検査は受けているものの、修繕を重ねながら使用している。夏季に冷を取るクーリングポンプ2基に至っては耐久年数をはるかに超え、部品の供給も終わっており、故障の際には修繕を慎重に重ねながら使用しているが、限界点を超えるのも間近と想定している。令和5年度も引き続き老朽化する施設・設備の入替えや修繕など中期整備計画をもとに優先順位をつけながら、計画的に実施する予定である。

① 情報処理指導室のパソコン・ソフト等の入替え(総事業費 12,327千円)

平成 29 年度に入替えを行ったことから、約 6 年経過することとなる。ハードの摩耗や基本ソフトである OS も一世代程度古くなり、パソコンやサーバーの立ち上がりも遅く、授業に支障が出てきていることから入替えを行う。

② 空調機の更新（総事業費 55,000 千円）

ボイラー設備は耐久年数を超え、部品も供給が終わっているものがあったり、第 1 種圧力容器やクーリングポンプにおいては修繕を重ねながら何とか使用している状況にある。万一、致命的な故障が生じた場合は、校長室、職員室、事務室、法人会議室、第 1 会議室の冷房又は暖房の使用が出来なくなる。入替えとなるとすべての室を視野に入れて検討する必要があることから、影響範囲も当然大きくなり、即座に修復を行うことは困難である。計画を立て令和 5 年度に更新を行いたい。

③ 非常放送設備等の更新（総事業費 10,000 千円）

令和 4 年度には西館（旧寮棟）の非常放送設備等の改修を行う。令和 5 年度には、非常放送設備と一般放送設備で使用するチャンネル数が不足しており、かつ老朽化していることから、放送設備全般を更新する。

IV. 至学館大学附属幼稚園の事業計画

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼児期を豊かに過ごせるようにすることは、私たちの最も大切な役割である。そして、その豊かな人間関係の中で子ども達一人ひとりが大切にされ、生活と発達が保障されることは大きな課題である。

『幼児期の生活の中心は遊びである』と言われるように子ども達は興味関心を持って自発的、意欲的に遊びに関わり自信や達成感を感じ成長する。子どもの自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習である。子ども達が考え、知恵を出し合い、豊かな活動が展開できるよう保護者の願いにこたえられるような教育づくりを考えていく。

2018 年 4 月に『幼稚園教育要領』が改訂され、子ども達に向けて育みたい資質や能力が明確化され『3つの柱』『幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿』などの重要な内容が加えられた。改定の要点としては、幼児に主体的な活動を促し、安定した情緒のもとで一人ひとりが自己発揮できるよう、必要な体験を積み重ねていく教育が求められている。また、2022 保育白書には「架け橋プログラムは義務教育開始前後の 5 歳児から小学 1 年生の 2 年間で架け橋期と呼び、その時期に求められる教育内容を可視化し、モデル地域における実践と並行して、全国的な普及を促していくものである。2022 年度から 3 年ほど、集中的に推進予定とされている。」と記されている。私たちは国や自治体が『架け橋プログラム』によって何を企図しているかを見抜き、実践を構築する必要がある。そのためには、子どもを常に保護者と園の中心に置き、質の高い保育・教育を考えなければならない。

今回、事業計画を作成するにあたり、これらのことを念頭に置き大学内に設置されているという環境条件を生かし、保護者や地域の願いに応え『子どもたちの、安全で豊かな成長や発達にとって必要な課題、及び幼稚園教育の果たす役割は何か』を更に検討する。そして『通いたくなる幼稚園・通わせたい幼稚園作り』を目指し、子どもたちにとって『多様な体験ができる』『多くの友達と触れ合える』『興味・関心が広がる』ように子ども達が『自分っていい』と思える自己肯定感が育つようにしていくとともに、そのことをベースに他者を思いやる心も育てていく。また、保護者にとって安心感、信頼感、連帯感を持てるようにする。

それを実践する教員の資質の向上を継続的に図り、教育力の充実・向上に努めていきたい。

私たちの幼稚園教育の歴史の中で創り上げてきた教育の財産を守り、より発展させていくために次の点をふまえて教育活動を展開する。

以上の考えに基づき、令和 5 年度の教育活動と事業計画を以下のとおり定める。

1. 教育目標

どの子ども幸せをめざして、幼児期に育てられる人間力『やる気の力、元気の力、思いやりの力、感じる力、考える力』を醸成する。

〔教育内容と特色〕

子どもは、愛情と教育により無限に成長していきます。保護者と幼稚園の教員が力を合わせ「どの子ども幸せ」になるように子どもたちの人間力を醸成する。

人間力『やる気の力、元気の力、思いやりの力、感じる力、考える力』を育てるために、次の教育を推進する。

- 丈夫な身体で なかまと遊べる子に（元気の力・思いやりの力の醸成）
 - リズム感を身につけ、健康な身体をつくる。
 - 友達の大切さがわかる体験をする。
- 豊かな感性を育み 創造力のある子に（感じる力の醸成）
 - 原体験を大切に、探究心や好奇心を豊かにする。
 - 夢を持ち、表現する力を身につける。
- 自分のことが自分でできる 自立した子に（やる気の力・考える力の醸成）
 - 成長の過程で、必要な生活習慣を身につける。
 - 自分の頭で考える力をつける。（考える力の醸成）
- 友達や先生の話聞き 考えることのできる子に（考える力の醸成・聞く教育の推進）
 - 周りの人の話を聞き、理解する力をつける。
 - 自分の気持ちを言葉で伝えられるようにする。

2. 教育方針・ねらい及び教育活動

前記のねらいを達成するために、次の活動をカリキュラム作成の柱とする。

- ① 楽しく身体を動かす活動
- ② 仲間とともにできる活動
- ③ 子どもたちの「遊び」に発展する活動
- ④ 良い文化に触れる活動
- ⑤ 原体験を大切にする活動
- ⑥ 感じたことを表現する活動

教育活動の構造として次の3点に分類する。

(1) 基盤となる活動

- ① より良い生活習慣の確立（食事・排泄・衣服の着脱・生活マナーの獲得）
- ② 初歩的な集団作り（グループ・当番活動・異年齢交流）
- ③ 自由遊び（好きな遊びを、仲間とつくり出す活動）

(2) 総合活動

園生活の中心となり集団的に取り組み、成長の節となるような活動・話し合い活動・プロジェクト活動などとする。

（砂遊び 集団遊び 竹馬 合宿 運動会 劇の会 卒園・進級の取り組みなども含む）

(3) 課業

幼児期に必要な認識、情操、表現力などを楽しみながら確かな力として獲得させていく教育課程とする。

- ① 体育リズム ② 絵画造形 ③ 英語活動 ④ 木工 ⑤ 歌・楽器 ⑥ 自然（散歩・飼育・栽培）
- ⑦ 調理（食育） ⑧ 数・量・形（それぞれの認識） ⑨ ことば・文字（聞くこと・話すこと・読むこと・書くこと） ⑩ 絵本

3. 教育活動上の留意点

教育活動の構造を具体的に実践していくために、次の点に留意する。

- (1) 子どもたちにとって必要な生活習慣を身につけさせる。
- (2) 子どもたちの自主性・集団性を伸ばし、遊びを定着させ、さらに発展させる。
- (3) 異年齢との交流の中で年長児にあこがれる年中・年少児の姿を大切にし、自然に小さい子の世話ができる年長児を展望する。
- (4) 課業は、楽しみながら確かな力がつけられるように工夫し、指導する。
- (5) 園だより・学年だより・ブログ等で父母への園の活動に対する理解と連絡、協力を進める。
- (6) 園児や父母、地域の方々との連携を大切にしていねいな対応を心がける。
- (7) 至学館大学健康科学部健康スポーツ科学科、体育科学科、栄養科学科、こども健康・教育学科と連携し教育と研究のつながり、及びボランティア活動を通じ大学生との交流を進める。
- (8) 就園前の幼児と保護者の豊かな親子関係をサポートするために、2歳児教室(わいわいランド・ぴよぴよランド・園庭開放)を行う。

以上の活動をすすめるために、教員がマンネリに陥らず、常に生き生きと実践できるように、園内外の研究・研修活動を多様にかつ積極的に行う。

4. 令和5年度 幼稚園の主な事業計画

(1) 学校評価への取組み (前年度継続)

教育目標「人間力の醸成」を実現するため、重点教育目標の中から各年齢より5項目を選び評価項目とする。1年間の取組み及び成果を教員と学校評価委員で行う。

令和5年度の評価項目は、以下の5項目とする。(年長は6項目)

- ① 子どもが明日も来なくなる楽しい幼稚園にする。 (やる気の力醸成)
- ② すすんであいさつができる子を育てる。 (元気な力・思いやりの力の醸成)
- ③ 丈夫な身体でなかまと遊べる子を育てる。 (元気な力・思いやりの力の醸成)
- ④ 豊かな感性を育み創造力のある子を育てる。 (感じる力・考える力の醸成)
- ⑤ 先生や友だちの話を聞き、話す力を高める。 (考える力・感じる力の醸成)
- ⑥ 課題にあきらめない心で頑張る子を育てる。*年長のみ (考える力の醸成)

上記のことを踏まえ、各学年で教育活動を組み立てる。

(2) 子どもとともに保育者も育つ保育活動 (新規事業)

幼稚園では独自の教育方針をもとに保育を進めている。一斉保育同様に自由遊びの時間も大切にしている。子ども達が好きな場所で好きな遊びを創り出せるように、保育者が遊びのきっかけを作り、一緒に遊ぶことを行っている。また、友達同士や異年齢でかかわりが持てる遊ぶ時間も保障している。保育者が常に子ども達が何に興味・関心を持っているのかをキャッチし、遊びを通じて主体性を育み、遊びが深い学びに繋がるよう『子ども主体』から『共主体』の保育を行い、学び合いを充実させる。

(3) ICT機器を活用した保育 (新規事業)

幼稚園教育要領では、「幼稚園の内外の様々な環境にかかわる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、情報を役立てながら活動すること」について述べられている。幼児期における情報教育の重要性が指摘されており、幼児期の直接体験の遊びの重要性を踏まえた上で、視聴覚教材やコンピュータなどの情報機器を体験の補完として活用することについても記載されている。

そこで、ICT機器を活用した保育として、園児の感性を豊かにするために視覚・聴

覚を用いた電子黒板を利用したいと考えている。これまで行ってきた年長クラスのプロジェクト活動（竹林・竹馬・合宿・運動会・あきまつり・お店屋さんごっこ等々）において、効果的に利用し、年長児がより深く物事への興味・関心を触発し、探求し得た知識をクラスの仲間と共有できるようにさせる。また、幼小連携に繋がるような活動を取り組む。

(4) 預かるだけではない先を見据えた満3歳児保育（前年度継続）

文科省は、幼稚園では満3歳以上の子どもに対して教育は、教師の適切な環境構成の下幼児同士の集団的なかかわりなど、家庭ではできない多様な体験を通し主体性や社会性を育むことを体系的かつ組織的に行うと述べている。

附属幼稚園では、満3クラスが開設されて3年目を迎え、多くの方に認知され始めている。引き続き保護者の支援（親の役割としての子育て）と子どもの教育（集団の場で行う子育て）を見極め『共育（教育）』の視点も兼ね合わせ、家庭でのありのままを受け止めた親切で丁寧な保育を心がけていく。また、預かることを中心にした保育ではなく、就学直前の年長までの教育活動に見通しをもてる独自のカリキュラムを作成し活動を進めてきている。

(5) 幼稚園とつながることが出来るブログの配信（前年度継続）

令和2年3月の緊急事態宣言の最中に、保護者や子どもたちとの繋がりを保とうとブログを開設した。

また、昨年度から紙ベースでのクラス通信を廃止し、ブログで附属幼稚園の在り方や各学年の保育活動を紹介し配信している。教員の業務軽減にもなった。そして、保護者も画像で我が子の様子や学年の様子を知ることができる。

(6) 全ての子どもたちを対象にした英語活動の取り組み（前年度継続）

今後も附属幼稚園独自の英語教育を確立させ、継続してきた『音・図・体』も兼ね合わせ英語活動を計画していく。また、クリスマスパーティーやハロウィン等の季節行事だけではなく英語担当と担任が協議し楽しみながら英語にふれることを中心に考えたい。それに加え、子どもたちが積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度も育てていく。

(7) 人間力醸成のため「聞く・話す教育」の推進（前年度継続）

今年度も引き続き、園児の聞く・話す力の育成を行う。日々行っている発表活動から成果がみられるが更に実践を深める。

令和5年度も様々な機会子どもたちが自信を持って発表をできる機会を作ることと、毎日繰り返し行っている朝の会の当番発表で、どの子も人前で話す機会を積極的に作る。

(8) 子どもを元気にする行事の企画と実施（前年度継続）

新型コロナウイルス感染症の収束は不透明であるが、教職員で行事の在り方や企画に運営などを協議し、保育参観、年長合宿（園外）、年中合宿（園内）、運動会、もちつきの会、劇の会等の諸行事は、その時の状況に合わせて柔軟に対応する。

(9) ちびっこレスリング教室やサッカー教室などクラブ活動の充実（前年度継続）

平成28年よりちびっこレスリング教室やサッカー教室も実施している。かねてから保護者の要望が多かった体操教室も実施でき好評である。

従来行っている至学館大学の学生と提携しているのびのびクラブを更に充実させ運動好きな子どもの育成を心掛ける。

(10) 園児募集での幼稚園見学・園庭開放、そして地域への本園の方針と活動の発信（前年度継続）

令和元年10月から『幼児教育・保育の無償化』が開始され、保護者の経済的負担が軽減された。また、一般企業の参入により就労の有無に関係なく、子どもを預ける家庭もで

きている。

大府市内には保育園が30園あり、これに加え私立幼稚園と認定こども園ができた。大府市は保育園を民間に委託し始めたことで近年一般企業が参入し、幼児教育を中心に置くのではなく、預かることを中心にした園が増えた。保護者も共働き世帯が増え、保育の質よりもサービスを重視している傾向があり、保育所志向になっている。

こうした中で本園が選ばれるためには、まずは、本園の教育活動を知ってもらわなくてはならない。その為に今まで行ってきた幼稚園見学会や園庭開放、そして公開保育を今後も積極的に進める。また、ブログなども活用し園の活動や教育を発信していく。

以上のおり本園は、幼児が初等教育を受ける歳になるまでの預かり期間として存在するのではなく、保護者と地域と一緒にになって幼児教育を活力ある形で推進していく能動的な機関として在りたいと願っている。

附属幼稚園の教育・保育活動の体系化を図り、地域及び社会へ幼児教育情報の発信拠点として、また、地域に開かれた幼稚園として地域活動に貢献できるよう教職員が一丸となってこれらを推進していく。